

「脳ドック」を受診してみませんか

脳ドックは、MRIやMRAによる画像診断等を行い、自覚症状のない早期の異常(脳動脈瘤、脳梗塞など)の発見、早期治療を目的としています。

対象者 40～74歳までの本市国民健康保険加入者で、次の①～③の要件を全て満たす方

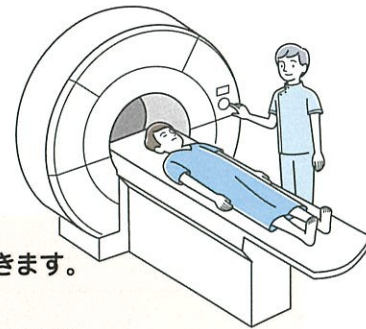
- ① 令和7年5月31日以前に加入した方
- ② 国保税を完納した世帯の方
- ③ 令和5年度～令和7年度に脳ドックを受診していない方

※脳ドックと特定健康診査は合わせて実施しますので、申し込みをする方は、抽選結果が確定する7月末までは特定健康診査を受診しないでください。

申込方法 必ずマイナ保険証または資格確認書を持参し、市役所1階医療保険課特定保健係20番窓口横、または、各支所・宇久行政センターの窓口にお申し込み下さい。

受付期間 令和8年6月8日(月)～6月19日(金) ※土・日曜を除く8:30～17:15

定員 450名程度(応募者数が定員を上回った際は、抽選で決定します。抽選結果は7月末頃、お申し込みの方全員に郵送します)



受診について

- ① 当選された方は、指定の医療機関との間で受診日を決めていただきます。なお、自己負担の金額は7,000円～14,000円程度です。
- ② 受診日に国保を脱退されていた場合や特定健診を受診されていた場合は、市が負担した費用を返納していただくことがあります。

あなたの肝臓はどの段階？ 健診結果で見てください！

脂肪性肝疾患(かつては脂肪肝と呼ばれていた)という言葉を知っていますか？

肝臓はアルコールの解毒を行う臓器としてはよく知られていますが、糖分や脂肪分などを代謝して栄養をコントロールする働きもあります。脂肪性肝疾患とは、肝臓に中性脂肪がたまった状態で、インスリンの働きが悪くなり、高血糖や脂質異常、動脈硬化の原因になります。肥満者のみならず、非肥満者にもみられ、生活習慣病の発症に関連しています。

佐世保市の特定健診の結果(BMI・腹囲・中性脂肪・AST、ALT、γ-GT、血小板数)を用いて脂肪肝指数や肝硬変・肝がんへ結びつく肝線維化の進行度が予測できます！

計算はこちらから



佐賀大学医学部付属病院
肝疾患センターHPより

脂肪肝になりやすい生活習慣とは？

太り気味である(BMIが25以上)
※BMI(体格指数)=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)
甘い飲み物、お菓子、デザート類を毎日とる
体を動かすことが嫌い、運動不足
お酒をほぼ毎日、量を気にせず飲んでいる
食事を抜くことがよくある

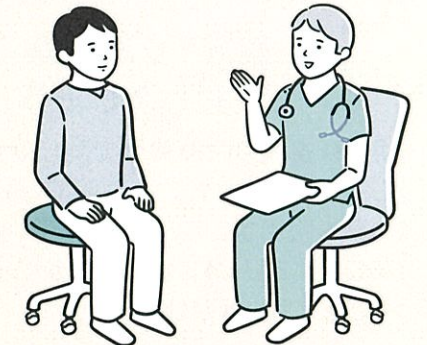
「特定健康診査」を毎年受けて、健康寿命を延ばしましょう

本市では5月上旬から対象者の方に「特定健康診査受診券」を送付しています。受診券が届いていない場合は、このお知らせの問い合わせ先に連絡していただきますようお願いいたします。ただし黒島町、高島町にお住いの方には、総合健診実施の1カ月前に送付する予定です。



特定健康診査

- 対象者** 40～74歳までの本市国民健康保険加入者(令和9年3月31日までに40～74歳になられる方)
- 場所** 登録医療機関または地区コミュニティセンターなど
- 自己負担** 無料
- 必要な物** 受診券、質問票、マイナ保険証または資格確認書
- 検査内容** 問診(質問票)、身体計測、身体診察、血圧測定、尿検査、血液検査等



注意事項

次の方は受診券発行の申し込みが必要です。

- ① 令和8年4月2日以降に国保に加入した方
 - ② 令和9年3月31日までに75歳になる方
 - ③ 長崎県後期高齢者医療制度に加入している方
 - ④ 若年者健診対象(30～39歳)の方
- ※④の方は自己負担1,000円が必要です。

がん検診は特定健康診査には含まれていません。

がん検診も一緒に受診される場合は「佐世保市のがん検診も受診します」とお伝えください。

→がん検診の対象年齢は特定健康診査と異なりますので、ご注意ください。

地区コミュニティセンターなどでの健診は下記事項にご注意ください。

- ① 全日程で予約が必要です。
- ② 感染症拡大防止対策にご協力をお願いする場合があります。

問い合わせ先

佐世保市役所

● 特定健康診査・脳ドック	医療保険課	特定保健係	直通電話0956-37-6102
● 重複・多剤服薬、医療費通知	医療保険課	給付係	直通電話0956-25-9770
● 一部負担金減免	医療保険課	給付係	直通電話0956-25-9770
● 国保税の課税について	医療保険課	賦課係	直通電話0956-37-6140
● 国保税の納付について	収納推進課		直通電話0956-25-9697
● 口座振替に関する事	収納推進課	収納管理係	直通電話0956-25-9252

国保税の税率等

国民健康保険税は、長崎県から示された「国保事業費納付金(※1)」等を基に、佐世保市が収納可能な割合(令和8年度は約93.0%)で算定した税額で国保税の税率を定め、加入者の皆様に負担をお願いしています。

令和8年度の国民健康保険税の税率は、下の表のとおり「医療分」「後期高齢者支援金等分」「介護納付金分」については所得割を引き下げ、制度創設に伴う「子ども・子育て支援金分」を新たに設定しました。

課税限度額(※2)については、国の通知に合わせ、「医療分」を引き上げ、制度創設に伴う「子ども・子育て支援金分」の限度額を新たに設定しました。

区分	医療分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分			子ども・子育て支援金分 (令和8年度創設)	
	令和7年度	令和8年度	増減	令和7年度	令和8年度	増減	令和7年度	令和8年度	増減	令和7年度	令和8年度
所得割 (所得に対して)	8.00%	7.80%	△0.20%	3.40%	3.30%	△0.10%	2.80%	2.70%	△0.10%	-	0.33%
均等割 (一人当たり)	24,600円	24,600円	0円	10,600円	10,600円	0円	10,600円	10,600円	0円	-	1,142円 (※3)
平等割 (一世帯当たり)	18,000円	18,000円	0円	7,300円	7,300円	0円	5,000円	5,000円	0円	-	691円
課税限度額	66万円	67万円	1万円	26万円	26万円	0万円	17万円	17万円	0万円	-	3万円

※1 国保事業費納付金とは、県全体にかかる保険給付費等のうち、国・県費等の公費で賄われない部分を、県内全市町で分かち合う財源です。

※2 課税限度額とは加入者の課税額に上限を設定しているもので、計算の結果、課税額が限度額を超えた場合、限度額までの金額になります。

※3 子ども・子育て支援金分に係る均等割額は、18歳以上均等割額を含みます。

重複・多剤服薬に 注意しましょう!

重複服薬(複数の医療機関で同じ効能の薬を重複して服用すること)、多剤服薬(必要以上に多くの薬を服用すること)は副作用や症状が悪化することがあり、体に負担がかかり、医療費を増やすことにもつながります。

重複・多剤服薬を防ぐ方法



「かかりつけ医」を持つ

「かかりつけ医」とは、何かあったらまず相談すると決めている身近なお医者さんのことです。



「かかりつけ薬局」を持つ

「かかりつけ薬局」とは、処方せんをもらったら、必ずそこで調剤してもらうと決めている薬局のことです。複数の医療機関で受診したとき、薬の重複や飲み合わせなどをチェックしてもらえます。



「お薬手帳」を活用する

「お薬手帳」とは処方された薬の詳細を記録できる手帳のことです。1人1冊にまとめましょう。医師や薬剤師が現在の服薬状況を確認できます。

「医療費通知」の送付時期と注意点

「医療費通知」とは、医療費負担の仕組みや皆さまの健康に関する認識を深めていただくために国民健康保険に加入されている世帯に送付しているものです。この通知は医療機関等からの請求書によって、支払いが確定したものについて作成しています(医療機関等からの請求が遅れた場合や請求内容の審査等で支払いが遅れている場合などは記載されないことがあります)。

昨年度、長崎県内の各国民健康保険担当課の協議により、年間の通知回数及び時期の見直しが行われており、今年度の予定は以下のとおりです。

送付時期

令和8年8月中旬(令和8年1月~4月診療分)

令和9年1月下旬(令和8年5月~10月診療分)

令和9年3月中旬(令和8年11月~12月診療分)

確定申告において、医療費控除の添付書類としてこの通知をご利用される場合は、送付スケジュールにご留意いただき、大切に保管してください。

また、11月診療分及び12月診療分は申告時期に間に合わないため、「医療費控除の明細書」を領収書など、他の資料を用い作成していただく必要がありますのでご注意ください。

国保税は納期内に納めましょう!

国保税を納める義務は「世帯主」にあります

世帯主が国保に加入していなくても、同じ世帯の中に国保加入者がいらっしゃると、国保税は世帯主に課税され、納税通知書(納付書)も世帯主に送付されます。国保税は医療費等の大切な財源です。滞納すると他の国保加入者の皆様への負担を招き、迷惑を掛けることになりますので、誰もが安心して医療を受けられるようきちんと納めましょう。

納付場所

金融機関、コンビニ、市役所収納推進課
各支所・宇久行政センター、郵便局

スマートフォン・タブレットを使って納付できます!

お手持ちのスマホやタブレットを使用し、納付書に印刷されたバーコードを読み取ることで、納付することができます。

利用可能なサービス

- クレジットカード決済
- インターネットバンキング決済
- スマホアプリ決済

(一部、システム利用料が必要となるサービスがあります)
※詳しくは佐世保市ホームページをご覧ください。



便利・安心・確実な口座振替のご利用を

市内の金融機関、または市役所収納推進課、各支所・宇久行政センターに備え付けられた「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印し、提出してください。また、納税通知書に添付している「口座振替依頼書」でも、お申し込みいただけます(世帯主以外の方の口座での登録・振替も可能です)。

手続きに必要な物

- 1 通帳または口座開設支店と口座番号が分かるもの
- 2 通帳のお届け印

※口座振替を廃止する場合は、市内の金融機関(ゆうちょ銀行、郵便局を含む)、市役所収納推進課、各支所・宇久行政センターのいずれかへ届出が必要です。

WEBサイトから口座振替のお申し込みが可能です!

スマートフォンやパソコンから簡単に口座振替の新規・変更の登録手続きができます。印鑑不要で、いつでも・どこでもお申し込みいただけます。詳しくは佐世保市ホームページをご覧ください。

こちらの二次元コードからアクセスできます。



医療費一部負担金減免制度について

災害や特別な事情によって、一時的に収入が減少した国保加入者が医療機関に入院した際、最長3ヶ月自己負担の減免ができます。事前申請が必要です。

対象となるのは

- 1 災害や事業の休廃止、失業などで収入が著しく減少。
- 2 月収が生活保護基準以下で、かつ預貯金が1ヶ月の生活保護基準の3倍以下。
- 3 国保加入者(3ヶ月以上)で、国保税に未納のない方。等、条件があります。詳しくはお尋ねください。